

令和5年12月6日
農林水産部農政企画課

報道機関各位

やまがたアグリネットで「水田活用の直接支払交付金の見直し」 に関する情報を提供しています

「水田活用の直接支払交付金の見直し」について、農業者から制度がわかりにくい、情報が届かないなどの声が寄せられていることから、農業者に親しまれているウェブサイト「やまがたアグリネット」で制度の内容や各地域の産地づくりに向けた取組状況などを掲載しておりますので、周知に御協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 掲載場所 「やまがたアグリネット」内
URL : <https://agrin.jp/theme/ninaite/suikatu.html>
- 2 名 称 水田活用の直接支払交付金の見直しについて
- 3 主な内容 ○「水田活用の直接支払交付金の見直し」について
○水田活用産地づくり推進プロジェクト会議について
○会議等開催状況
○関係資料（事例集等）



問合せ先 農政企画課
課長補佐 松田 洋輔
TEL023 (630) 2304
【報道監】 農林水産部次長 斎藤 邦仁

(ウェブサイト概要)

水田活用の直接支払交付金の見直しについて

○水田活用の直接支払交付金について

主食用米の需要が毎年減少すると見込まれる中、需要のある他作物への転換を図り、需要に応じた生産を進めることが必要です。

本交付金では、水田を主食用米以外の作付けに活用することを推進するため、国内自給率の低い麦・大豆・飼料用米等の戦略作物の本作化、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等の取組みに対して支援しています。

○水田活用の直接支払交付金の見直しについて

本交付金は「水田」を対象とした制度となっています。

このため、農林水産省は平成 29 年に、実態として水を張ることができず「水田」とは言えない以下の農地については交付対象とならないことを示しています。

① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地

② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあって賦課金が支払われていない農地

さらに、令和 3 年 12 月に、交付対象となる水田の基準が見直され、実際に定期的に水稻栽培のために水を張っているか否かで判断するとの考え方の下、今後 5 年間（令和 4～令和 8 年）の間に一度も水稻の作付けを行わない農地を本交付金の対象外とすることが決定されました。

また、実際に水稻作付けを行わなくても、連作障害回避のために一定期間（1 か月以上）の湛水を行う場合には、水田機能を有すると判断できることから、水稻作付がされたこととみなすこととされました。

○水田活用産地づくり推進プロジェクト会議について

水田活用の直接支払交付金の見直し方針が実行される令和 9 年以降においても、本県の水田農業が維持発展できる方策を検討して各地域の産地づくりを支援することを目的として、令和 5 年 5 月 18 日に県や市町村、関係機関を含めてオール山形体制での「水田活用産地づくり推進プロジェクト会議」を設立しました。

○会議等開催状況

- ・水田活用産地づくり推進プロジェクト会議設立総会
- ・地域課題検討班 第 1 回ブロック会議
- ・現地検討会
- ・第 2 回水田活用産地づくり推進プロジェクト会議
- ・地域課題検討班 第 2 回ブロック会議

○関係資料（事例集等）

- ・水張りの確認方法に係る事例集